

別冊：建築物等移転等補助

(道路後退用地の手引き)

③ 『本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱』



令和4年1月
本 庄 市



目 次

◎寄附採納に伴う分筆費用および建築物等の移転等補助金の流れ	1
-------------------------------	---

③本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱

第1条 趣 旨	2
第2条 定 義	2
第3条 補助対象者	2
第4条 補助対象経費	2
第5条 適用区域	2
第6条 補助額	2
第7条 補助金の交付の申請	3
第8条 補助金の交付決定等	3
第9条 変更等の承認	3
第10条 実績報告	3
第11条 補助金の交付額の確定	4
第12条 補助金の請求	4
第13条 補助金の返還	4
第14条 その他	4

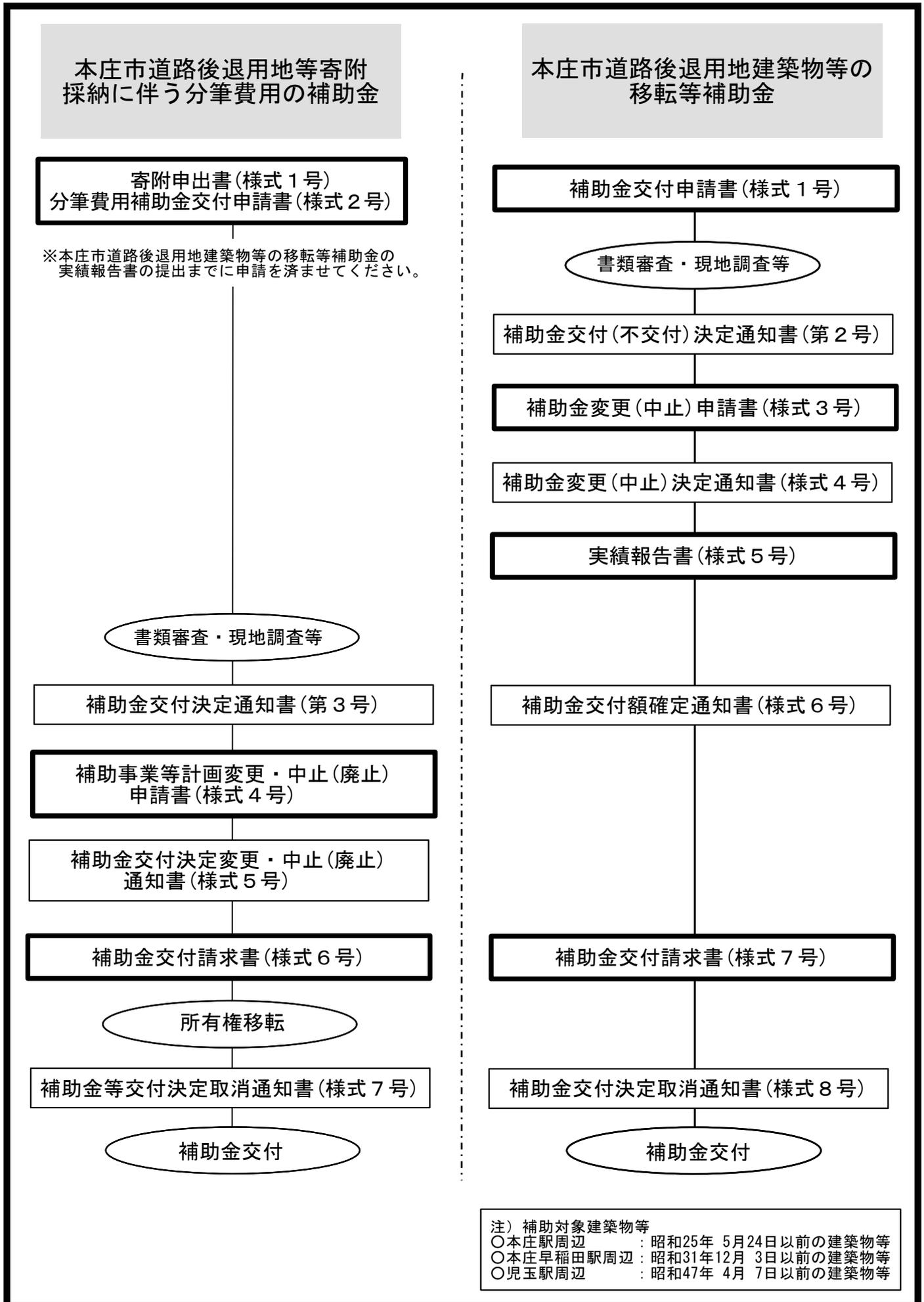
【様 式】※提出に必要な書類のみを掲載しています。

本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付申請書	5
(様式第1号)	
本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金変更(中止)申請書	7
(様式第3号)	
本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金実績報告書	8
(様式第5号)	
本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付請求書	10
(様式第7号)	

【資 料】

居住誘導区域・都市機能誘導区域	区域図【本庄駅周辺】	11
居住誘導区域・都市機能誘導区域	区域図【本庄早稲田駅周辺】	12
居住誘導区域・都市機能誘導区域	区域図【児玉駅周辺】	13

寄附採納に伴う分筆費用および建築物等の移転等補助金申請の流れ（道路管理課）



○本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱

平成30年3月5日

告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地における道路等の整備を促進し、住環境の整備を図り、快適で住みよい都市をつくるため、道路後退用地に存する建築物等の移転又は除却（以下「移転等」という。）に係る費用に対し、予算の範囲内で本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路後退用地 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により道路の境界線とみなし後退する私有地、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市道に接している土地で、後退後に道路幅員が4メートル以上を確保できる私有地及び道路の用に供する私有地の隅切りをいう。

(2) 建築物等 道路後退用地に存する建築物、ブロック塀等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 本庄市へ寄附又は本庄市による無償使用を承諾する建築物等を所有していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 所有している建築物等が建築基準法第44条の規定に違反していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、建築物等を移転等する工事に要する費用（以下「補助対象経費」という。）とする。

(適用区域)

第5条 この要綱の規定は、本庄市立地適正化計画（平成30年3月策定）に定める居住誘導区域に限り適用する。

(補助額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費を関東地区用地対策連絡協議会の損失補償算定標準書により算定した額（以下「算定額」という。）又は補助対象経費の額のいずれか低い額とする。ただし、1団の土地につき1件とし、1件につき算定額又は補助対象経費が50万円を越えた場合は50万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として、建築物等を移転等する前に、本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の見積書
- (2) 建築物等の配置図
- (3) 建築物等の種別、高さ、長さ、面積等詳細が分かる書類
- (4) 登記事項証明書
- (5) 公図の写し
- (6) 地積測量図
- (7) 案内図
- (8) 現況写真
- (9) 市税に滞納がない証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするとき、又は建築物等の移転等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合は、本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金変更(中止)決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、この補助に係る建築物等の移転等の完了後30日又は当該年度の12月28日のいずれか早い日までに、本庄市道路後退用地建築物等の移転等実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)又は本庄市道路後退用地建築物等の移転等変更(中止)決定通知書(様式第4号)の写し
- (2) 本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱(平

成18年本庄市告示第193号)に規定する寄附申出書又は本庄市道路後退用地整備要綱(平成18年本庄市告示第241号)に規定する後退用地の無償使用承諾書の写し

- (3) 案内図
 - (4) 現況写真
 - (5) 建築物等の配置図(除却のみの場合は不要。)
 - (6) 補助対象経費の領収書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に対して、本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付額確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、確定通知書の受領後に、本庄市道路後退用地建築物等移転等の補助金交付請求書(様式第7号)により、この補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第3条第1号に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合については、本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

申請者 住所
氏名
電話番号

本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金の交付を受けたいので、本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 土地の所在地

本庄市

2 目的

3 補助対象経費

円

4 補助金額

円

5 工事予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6 備考

7 添付書類

- (1) 補助対象経費の見積書
- (2) 建築物等の配置図
- (3) 建築物等の種別、高さ、長さ、面積等詳細が分かる書類
- (4) 登記事項証明書
- (5) 公図の写し
- (6) 地積測量図
- (7) 案内図
- (8) 現況写真
- (9) 市税に滞納が無い証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第9条関係）

本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金変更（中止）申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

交付決定者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 土地の所在地

本庄市

2 変更（中止）の内容

3 変更（中止）の理由

4 添付書類

- （1） 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要。）
- （2） その他市長が必要と認める書類等

様式第5号（第10条関係）

本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）本庄市長

交付決定者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象経費

円

2 補助金交付決定額

円

3 土地の所在地

本庄市

4 工事完了年月日

年 月 日

5 添付書類

- (1) 本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付（不交付）決定通知書又は本庄市道路後退用地建築物等の移転等変更（中止）決定通知書の写し
- (2) 寄附申出書又は後退用地の無償使用承諾書の写し
- (3) 案内図

- (4) 現況写真
- (5) 建築物等の配置図（撤去のみの場合は不要。）
- (6) 補助対象経費の領収書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第12条関係)

本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

交付決定者 住所
氏名
電話番号

本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

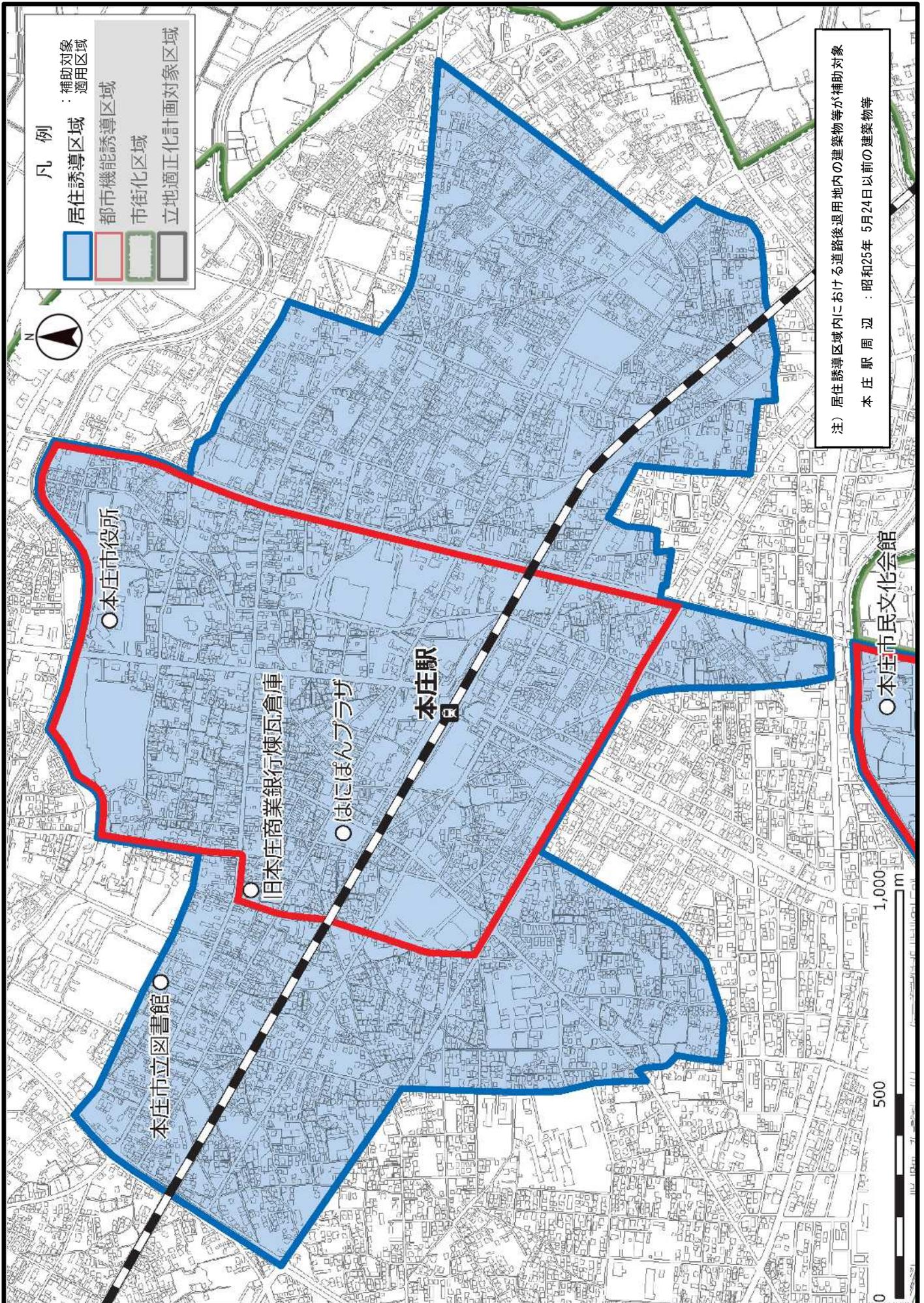
記

1 請求金額 円

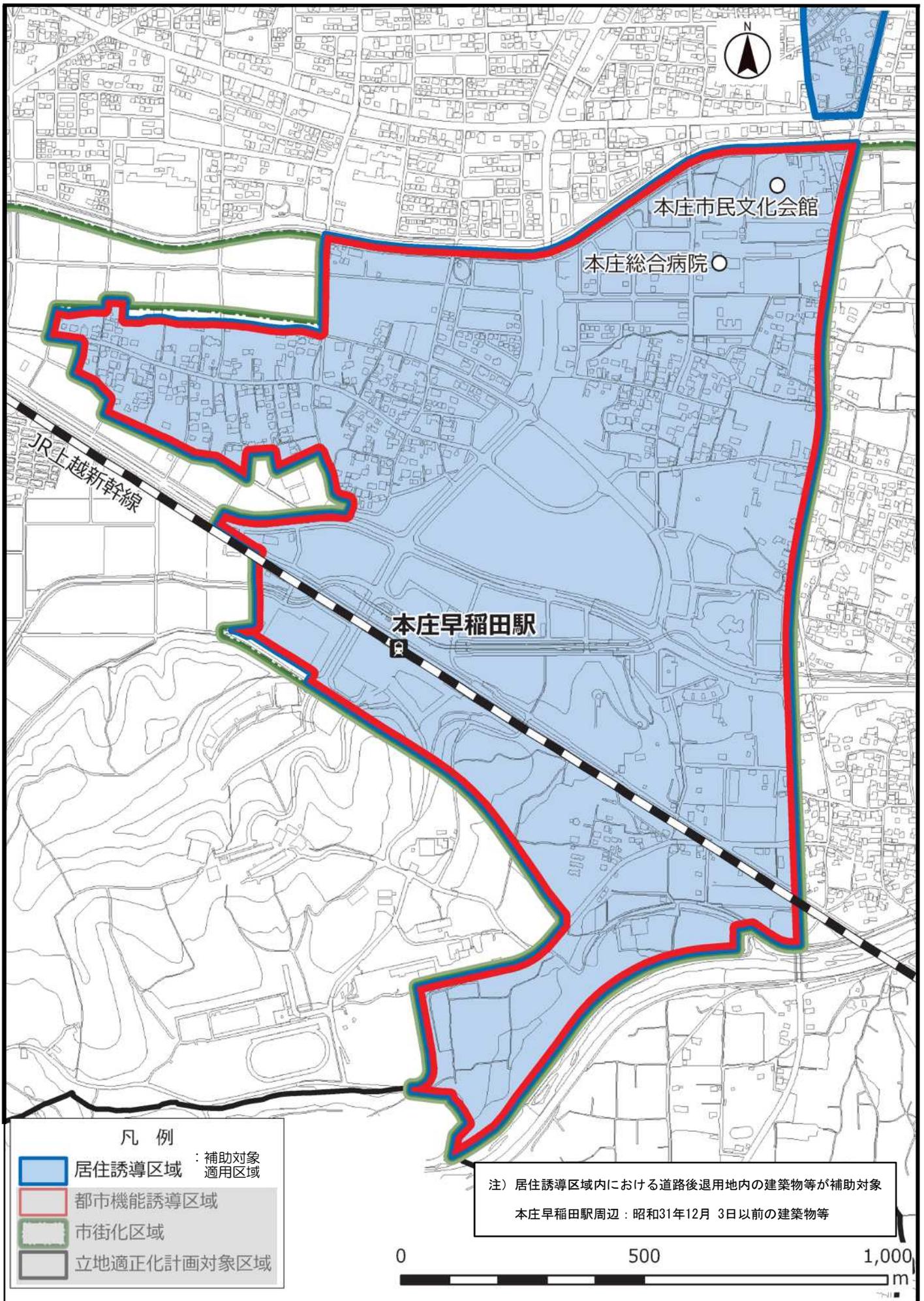
2 振込先

振 込 口 座	金融機関名	
	支店名	
	口座の種別	普通・当座
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名義人	

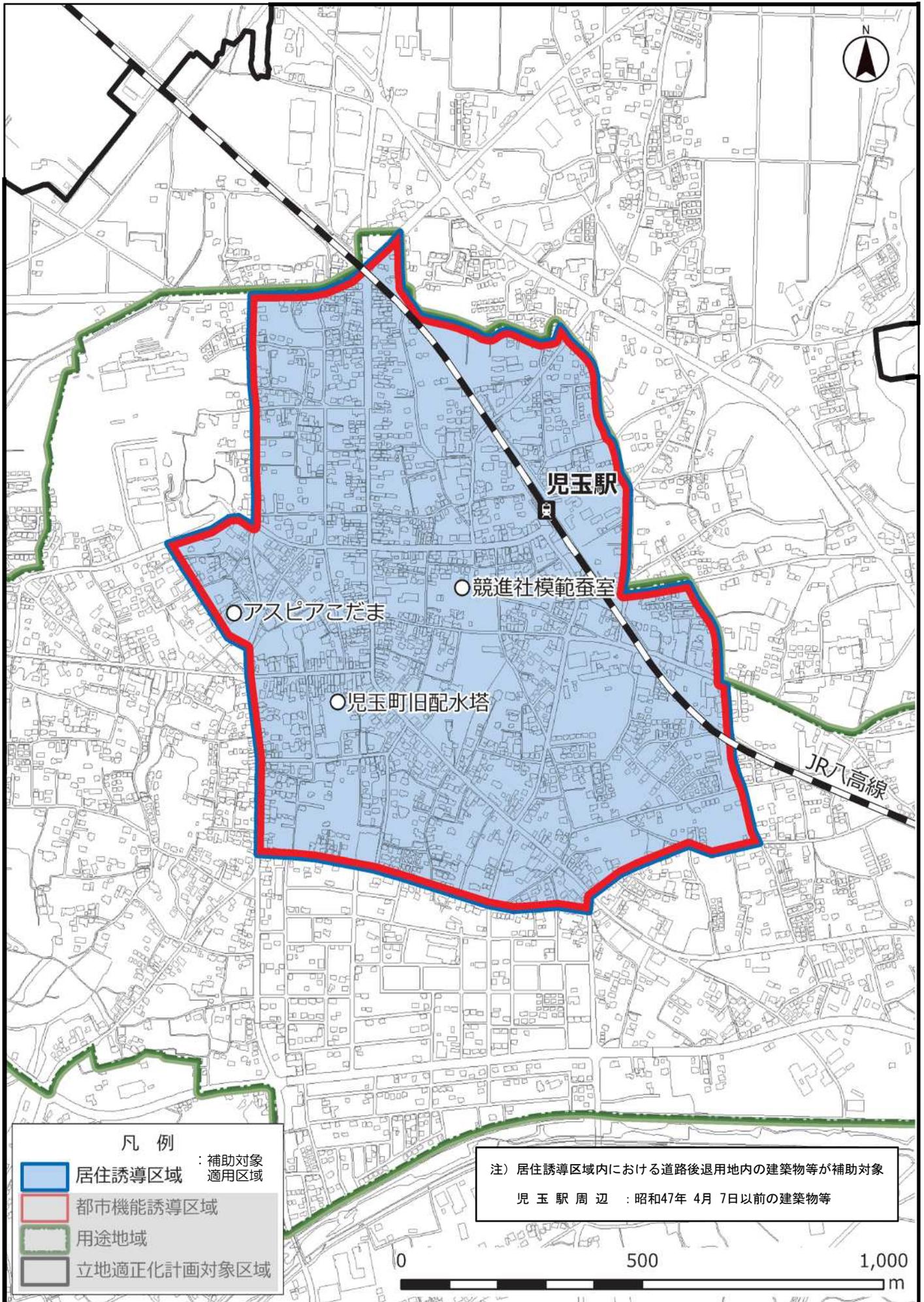
■居住誘導区域・都市機能誘導区域 区域図【本庄駅周辺】



■居住誘導区域・都市機能誘導区域 区域図【本庄早稲田駅周辺】



■ 居住誘導区域・都市機能誘導区域 区域図【児玉駅周辺】



凡例

- 居住誘導区域 : 補助対象適用区域
- 都市機能誘導区域
- 用途地域
- 立地適正化計画対象区域

注) 居住誘導区域内における道路後退用地内の建築物等が補助対象
 児玉駅周辺 : 昭和47年4月7日以前の建築物等

MEMO

Large empty rounded rectangular box for notes.

別冊：建築物等移転等補助 (道路後退用地の手引き)

発行：埼玉県本庄市
編集：都市整備部建築開発課
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
電話：0495-25-1140 (直通)
FAX：0495-24-0242
URL：<http://www.city.honjo.lg.jp/>

道路後退用地

 検索